佐賀県告示第 139 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域 を指定する。

令和3年4月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因とな現象 の種類	土砂災害警戒区域 の区域
多久市	四下 (JN-204-001)	地滑り	次の図のとおり
北多久			
町大字			
多久原			
多久市	明治佐賀(JN-204-003)		
多久町			
多久市	西高木川内(JR-204-001)		
北多久	東高木川内(JR-204-002)		
町大字	横柴折1(JR-204-007)		
小侍	横柴折2(JR-204-008)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部農山漁村課、森林整備課、佐賀中部農林事務所、県土整備部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)